

平成 30 年度第 23 回教職員分限懲戒部会 議事要旨

1 日時

平成 31 年 3 月 20 日 14 時 00 分～14 時 30 分 (持ち回り)

平成 31 年 3 月 22 日 14 時 00 分～14 時 30 分 (持ち回り)

平成 31 年 3 月 22 日 16 時 00 分～16 時 30 分 (持ち回り)

2 場所

大阪市教育委員会事務局会議室、俵法律事務所、淀屋橋法律事務所

3 出席者

峯委員、小川委員、松本委員

(事務局：教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当)

山岡担当係長、合田係長、濱田担当係長、森本担当係長

4 議題

第 7 回教育委員会会議付議予定の懲戒処分等に関する処分の要否及び量定の妥当性、行政措置等に関する措置の要否及び量定の妥当性について

5 議事要旨

以下の事案の処分の要否および量定の妥当性の検討を行った。

- ・教職員による不適切な公文書の取扱い事案
- ・教職員による職場びん乱事案
- ・教職員による不正出張事案
- ・教職員による出勤簿不正打刻事案

6 議事結果

以上の事案にかかる処分案について、意見を述べた。

聴取した意見を参考に処分を決定する。

【問い合わせ先】

教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

電話：06-6208-9059

ファックス：06-6202-7053

メールアドレス：ua0003@city.osaka.lg.jp